関税・外国為替等審議会　外国為替等分科会　配布資料

最近の国際金融情勢について

令和８年11月26日

財務省国際局

IMF世界経済見通しの概要①（2026年10月）

○ 本年４月時点の見通しからの変化は以下の通り。
- **経済成長率（世界）**は2026年は**変化なし**、2027年は**緩やかに上方修正**。紛争地域外の**エネルギー輸出国**は**有利な交易条件の恩恵を受ける**一方、AI関連のバリュー・チェーンとの関連性が低い**エネルギー輸入国**は**困難な状況**に直面。
- **インフレ率（世界）**は2026年・2027年ともに**上方修正**。主に**エネルギー価格**および**食料価格の上昇**が原因。

（注１）本見通しでは、**ホルムズ海峡の航行が2027年３月に再開され、2027年10月までに状況が概ね紛争前の状態に戻る**と想定。
商品価格の見通しは9月21日時点の市場価格に依拠。米国の実行関税率は本年4月時点の見通しより少し高い水準。
（注２）IMFは、経済見通し全体の更新は本年４月以来であるため、4月時点からの変化を説明。7月のアップデートでは、一部の国を対象に更新。

経済成長率（対前年比）

（単位：%）

	2025	2026			2027		
		26.04時点	26.07時点	26.10時点	26.04時点	26.07時点	26.10時点
世界計	3.5	3.1	3.0	3.1	3.2	3.4	3.4
先進国計	2.0	1.8	1.7	2.1	1.7	1.8	1.8
日本	1.2	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7
米国	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1	2.2	2.3
ユーロ圏	1.2	1.1	0.9	1.1	1.2	1.2	1.2
ドイツ	0.2	0.8	0.7	1.3	1.2	1.0	1.1
フランス	0.9	0.9	0.6	0.4	0.9	0.9	0.7
英国	1.2	0.8	1.0	1.3	1.3	1.3	1.2
新興国・途上国計	4.5	3.9	3.8	3.7	4.2	4.5	4.4
中国	5.0	4.4	4.6	4.5	4.0	4.1	4.0
インド	7.8	6.5	6.4	7.0	6.5	6.7	7.0
インドネシア	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1
サウジアラビア	4.6	3.1	1.7	▲ 3.3	4.5	5.5	7.9

インフレ率（対前年比）

（単位：%）

	2025	2026			2027		
		26.04時点	26.07時点	26.10時点	26.04時点	26.07時点	26.10時点
世界計	4.1	4.4	4.7	4.7	3.7	3.9	4.1
先進国計	2.5	2.8	3.0	3.1	2.2	2.4	2.7
新興国・途上国計	5.2	5.5	5.8	5.7	4.6	4.8	5.1

IMF世界経済見通しの概要②（2026年10月）

○ **リスク：本年4月同様、下方に傾いている。**

■ **下方リスク**

・ 中東及びウクライナでの**紛争の膠着や激化**は、**インフレ圧力を増大**させ、**タームプレミアムを押し上げ**る可能性。**異常気象**は**コモディティ市場をさらに不安定化**させる可能性。

・ **AI関連の収益性・生産性向上への過度な期待**が**下方修正**された場合、**AI関連投資**が**急激に鈍化**する可能性。

・ **インフレや金融引き締めの長期化**は、債務返済コストを増加させ、**世界金利の上昇圧力**となる可能性。

・ **追加関税・非関税障壁**は、世界の成長を更に押し下げる一方、エネルギーや重要鉱物など**上流産業に影響を与える貿易規制**は、**供給のボトルネック**および**インフレ圧力を増幅**する可能性。

■ **上方リスク**

・ **AI関連投資や需要が予想以上に持続**すれば、経済活動や株価・個人消費を下支えする可能性。

・ **貿易協定の進展**は貿易コストの削減、政策の予見可能性の向上、経済活動の下支えに資する可能性。

・ **エネルギー供給網の多様化の取組**は、中期的に**世界のエネルギー市場の強靭性を高める**可能性。

○ **必要な政策対応：制約下において機動的な政策が必要。**

■ **財政政策**：財政余力の再構築への注力が急務。中期的財政再建は、恒久的な歳入措置、税務行政の強化、課税ベースの拡大、税務コンプライアンスの向上、歳出の効率化によるべき。

■ **金融政策**：物価安定の維持等、中銀のマンデートに引き続き焦点を当てるべき。

■ **構造改革・国際協調**：AI・デジタル化の便益をより享受するには人的資本・デジタルインフラ等への投資が必要。グローバル・インバランスの改善には、国内経済における不均衡の是正が必要。輸出禁止措置は貿易相手国の供給不足や国際価格の変動を引き起こすだけでなく、自国内の価格を押し下げ国内の資源配分も歪めるため、回避すべき。

IMF･世銀総会（於：タイ･バンコク）等のポイント①（2026年10月）

G20財務大臣･中央銀行総裁会合

【世界経済】

- 片山大臣から、**重要鉱物の恣意的な輸出規制の撤回**を求め、**サプライチェーンの多様化を含む経済の強靱化**や**経済成長と財政の持続可能性の両立**の重要性を指摘。

【金融セクターの諸課題】

- **金融機関におけるAIリスク管理**の必要性、**エージェント型AIによる取引の確認や検証を行う仕組みを構築**する必要性を指摘。

【2026年G20財務トラックの振り返り】

- **グローバル･インバランス**、**債務**、**金融リテラシー**について本年の議論を総括し、**来年の英国議長**に本年のG20の中核アジェンダが引き継がれることを期待する旨発言。

G７財務大臣･中央銀行総裁会合

【ウクライナ】

- ウクライナへの**継続的な支援**の重要性を確認するとともに、そのためには、**改革の着実な実施が不可欠**であること等について議論。

【フロンティアAI】

- 仏議長国が、フロンティアAIが金融セクターのサイバーリスクに与える影響を踏まえ、**机上演習等を通じた危機対応能力の強化**や、**情報共有の強化**に取り組んでいくこと等について説明。

【グローバル･インバランス･世界経済 】

- 片山大臣から、**中国の非市場的政策及び慣行（NMPPｓ）**の是正に向けた、**内需の喚起**や**過剰生産能力の是正**の重要性を指摘。



会場：タイ･バンコク　Queen Sirikit National Convention Center

IMF･世銀総会（於：タイ･バンコク）等のポイント②（2026年10月）

世銀･IMF合同開発委員会

- **片山大臣**が、**開発委員会の議長**に正式に就任。任期は２年間。開発委員会は世銀･IMFの主要加盟国の大臣級が開発課題について議論し、両機関に勧告を行う重要な会議。**日本から議長が選出されるのは、1974年の同委員会の設置以降初**。
- 今回の開発委では、日本と世銀が連携して取り組む重点分野として、
  - **重要鉱物**におけるサプライチェーン多様化、
  - **UHCの進展や高齢化**への対応、
  - **質の高いインフラ投資**、**防災･災害リスク管理、エネルギー強靱化**の推進、
  - **債務の透明性向上**に向けたデータ共有の取組への参加促進

  等を挙げ、世銀への期待を表明。

▼ 世銀･IMF開発委員会



バイ面会

韓国･李副首相兼財政経済部長官

- **日韓通貨スワップ**について、現行規模（100億ドル）での更新に合意。

インド･シタラマン財務大臣

- 来年、片山大臣が訪印し、**日印大臣級対話の枠組を設立**することに合意。

※**タイ･エクニティ副首相兼財務大臣**と面会。また、**スウェーデン･スヴァントソン財務大臣（開発委議長）**、**インドネシア･スアハシル財務大臣**とも立ち話。

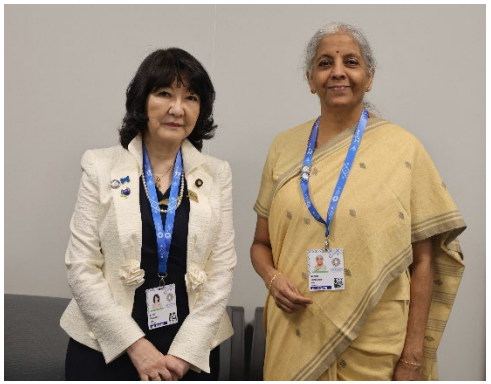
▼ 新旧開発委議長と世銀バンガ総裁



▼ 韓国･李副首相



▼ インド･シタラマン財務大臣



国際通貨金融委員会（IMFC）

- **IMFC**（IMF加盟国の政策課題を議論）では、①**NMPPsの是正**の必要性や、②**IMF**とASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス**(AMRO)との連携強化**の重要性、③**クォータ･ガバナンス改革**において**加盟国の責任ある貢献を反映**すべきこと等を指摘。

※片山大臣は欠席し、植田総裁が参加。

ロシア制裁・シリア制裁解除

10月２日付ロシア追加制裁の内容

- ロシアの関係者に対する資産凍結等の措置（９個人、３３団体）
- ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等に係る禁止措置（４団体）
  - 制裁迂回に関連し4団体（トルコ１団体、UAE３団体）向けの輸出を禁止する。
- 特定の船舶に関する役務取引等の規制措置（３５隻）
  - 特定の船舶に対するサービスの提供を許可制とする。
- ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等の禁止措置
  - 化学品や鉄鋼製品など102品目の輸出等及び工作機械プログラムの提供を禁止する。

９月２９日付シリア制裁一部解除の内容

- シリアのアル・アサド大統領及びその関係者に対する資産凍結等の措置を一部解除（16団体）
  ※アル・アサド前大統領を含め個人に対する制裁は継続

【解除の背景】
2024年12月に暫定政権が成立して以降の国家再建に向けた取組に加え、G7各国における対シリア制裁緩和の動きや、我が国とシリアとの二国間関係の進展を考慮。

（参考）ウクライナ情勢をめぐる我が国の制裁措置

➢ ウクライナへの侵略開始以降、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシアに対して主に下記の措置を実施。

2026/11/26現在

金融分野等における措置

※日付は特記ない場合2022年

1．**ロシア等の金融機関に対する資産凍結**

・ロシア（16行）

Bank Rossiya(2/26)、開発対外経済銀行(VEB)(3/1)、Promsvyazbank(3/1)、Bank Otkritie(3/3)、Sovcombank(3/3)、Novicombank(3/3)、VTB(3/3)、Sberbank(4/12)、Alfa-bank(4/12)、 Russian Agricultural Bank(6/7)、Credit Bank of Moscow(6/7) 、Rosbank(2023/2/28)、Tinkoff Bank(2024/3/1)、TsMR Bank (2025/1/10)、RFC Bank(2025/1/10)、Timer bank(2025/1/10)

・ベラルーシ（４行）

Belagroprombank(3/11)、Bank Dabrabyt(3/11)、Development Bank of the Republic of Belarus(3/11)、Belinvestbank(6/7)

・ロシア・ベラルーシ以外の国・地域（１行）

MRB Bank(2025/1/10)

※ 外務省告示に掲載された日から起算して30日を経過した日から資産凍結措置を実施

2．**ロシア中央銀行に対する資産凍結**（3/1）

3．**その他個人・団体に対する資産凍結**（2025/1/10及び同9/12、2026/10/2に対象リストを拡充）

・ロシア関係者：1,027個人及び403団体 ※オリガルヒ関係者、ウクライナの東部・南部地域の関係者等を含む

・ベラルーシ関係者：19個人及び12団体

・ロシア・ベラルーシ以外の国・地域の関係者：1個人及び7団体

4．**ロシア向けの新規の対外直接投資の禁止**（4/12）

5．**暗号資産に係る制裁の実効性強化（外国為替及び外国貿易法の一部改正）**（4/20公布、5/10施行）

6．**ロシア向けのサービスの提供禁止**

（信託、会計・監査、経営コンサルティングは7/5、建築、エンジニアリングは2023/6/30）

7．**ロシアを原産地とする金の輸入禁止**（7/25）

8．**上限価格超で取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービス提供禁止 （プライス・キャップ）**

・原油の実施は12/5、石油製品の実施は2023/2/6（2025/9/12より原油に係る上限価格を60⇒47.6ドルに引下げ）

9．**特定の船舶に関する役務取引等の規制措置**（2026/10/2）

・対象船舶：35隻